

スポーツ基本法案(概要)

概要

1 前文

スポーツの定義、意義・効果等について定める。

○スポーツの定義

〔スポーツは、運動競技その他の心身の健全な発達、健康の保持増進、体力の向上、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる身体活動。〕

○スポーツの意義・効果等

〔①国際平和への貢献、②活力ある社会、国民経済の発展に寄与、③青少年の体力向上、規範意識等の社会性の涵養、④健康増進 等〕

○スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を推進する。

2 総則

スポーツに関する施策の目的・基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務等について定める。

○基本理念

〔①あらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツを行う機会の確保、②人々の交流の促進、地域間の交流の基盤形成、③競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施、④学校・家庭・地域における教育活動の相互の連携、⑤スポーツを行う者の健康の保持増進・安全の確保、⑥障害者が自主的かつ主体的にスポーツを行うことができるようになること、⑦国際相互理解の増進・国際平和に寄与するものとなるようになること、⑧スポーツに対する国民の幅広い理解・支援が得られるようになること〕

3 スポーツ基本計画等

国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定める。

4 基本的施策

〔①地域におけるスポーツ活動への支援等、②スポーツ行事の実施及び奨励、③体育の日の行事、④職場におけるスポーツの奨励、⑤野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励、⑥優秀なスポーツ選手の育成等、⑦顕彰、⑧国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会、⑨国際競技大会の開催への支援等、⑩高度な競技水準を有する者の活用等、⑪企業によるスポーツ活動の促進、⑫スポーツ産業の事業者との連携等、⑬ドーピング防止活動の推進、⑭指導者の養成等、⑮施設の整備等、⑯国際交流及び貢献の推進、⑰スポーツ事故の防止、⑲科学的研究の促進等、⑳学校施設の利用、㉑学校における体育の充実〕

5 スポーツ推進会議

スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るために、関係行政機関の連絡調整を行うスポーツ推進会議の設置について定める。

6 その他

地方公共団体のスポーツ審議会等、体育指導委員、国・地方公共団体の補助等について定める。

その他

○スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずること。